

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず必要な改良復旧を行うなど、将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や北海道地域防災計画における第5章第33節「災害応急金融計画」に基づく応急金融制度、及び「被災者生活再建支援法」に基づく支援の活用を図るものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1. 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2. 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

①公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ. 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ. 砂防設備災害復旧事業計画
- エ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ. 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ. 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク. 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ. 下水道災害復旧事業計画
- コ. 公園災害復旧事業計画

②農林水産業施設災害復旧事業計画

③都市施設災害復旧事業計画

- ④上水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- ⑧学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩その他災害復旧事業計画

3. 災害復旧事業費等

災害復旧事業・その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね「事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

4. 激甚災害に係る財政的措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1. 罹災証明書の交付

- ①町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- ②町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- ③町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、江差消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。

2. 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1)被災者台帳の作成

- ①町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

②被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
③ 性別	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
④ 住所又は居所	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
⑥ 援護の実施の状況	
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	
⑩ 罹災証明書の交付の状況	

(2)台帳情報の利用及び提供

①町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。

ア. 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ. 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ. 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

②台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア. 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ. 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ. その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

③町長は、②の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2の(1)の②の⑬）を含めないものとする。

3. 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を期するため、「第5章第33節 災害応急金融計画」の定めるところにより、北海道地域防災計画における第5章第33節「災害応急金融計画」に基づく応急金融制度、及び「被災者生活再建支援法」に基づく支援の活用を図るものとする。

4. 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は、「第5章第32節 災害義援金募集（配分）計画」の定めるところによる。

第9章 防災訓練計画

第1節 防災訓練計画

防災に関する知識及び技能の向上並びに住民に対する防災意識の普及啓発を図り、災害時における応急対策を円滑に実施することを目的とする防災訓練に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1. 訓練実施機関

防災訓練は、町及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。また、学校・自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体・要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2. 防災訓練の種別及び実施方法

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するとともに、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

(1) 水防訓練

水防工法、水位観測、消防機関・一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報通報伝達訓練等を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、避難・立ち退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。（檜山広域行政組合の定める消防計画に基づく。）

(3) 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

(4)災害通信訓練

気象予報等の伝達、災害発生の状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

(5)非常召集訓練

災害対策本部員、消防機関等の招集訓練を実施する。

(6)総合訓練

町・防災関係機関及び協力団体等が、各種の災害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合訓練を実施する。

(7)防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(8)災害対策本部移転訓練

災害対策本部が設置される役場庁舎も津波浸水域内であることから、対策本部の機能を短時間で充実させる訓練を実施する。

(9)その他防災に関する訓練

林野火災・地震等、その他防災に関する訓練を実施する。

3. 民間団体等との連携

町及び防災関連機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会・自治会、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

4. 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した、図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。

第10章 防災思想普及・啓発計画

第1節 防災思想普及・啓発計画

防災諸活動を円滑に行い、かつ防災の成果をあげることが目的として、防災関係者及び住民に対する防災思想・知識の普及と啓発並びに防災教育の推進に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1)防災関係機関全般

災害を予防し又はその拡大を防止するため、防災関係者に対して防災に関する教育・研修・訓練を行うとともに、住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災活動的確かつ円滑な実施に努める。なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

(2)江 差 町

- ①教育機関・民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- ②住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- ③過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- ④地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

2. 配慮すべき事項

- ①東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ②要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- ③社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3. 普及・啓発の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- ①各種防災訓練への参加普及
- ②新聞・広報誌等の活用
- ③テキスト・マニュアル・パンフレット等の配布
- ④広報車による巡回
- ⑤研修・講演会・講習会の開催
- ⑥ビデオ・スライドの作成及び活用
- ⑦ラジオ・テレビ・有線放送施設・インターネットの活用
- ⑧町のホームページの活用
- ⑨その他

4. 普及・啓発を要する事項

- ①江差町地域防災計画の概要
- ②災害に対する一般的知識

③災害の予防措置

- ア. 自助（備蓄）の心得
- イ. 防災の心得
- ウ. 火災予防の心得
- エ. 台風襲来時の家庭の保全方法
- オ. 農作物の災害予防事前措置
- カ. 船舶等の避難措置
- キ. その他

④災害の応急措置

- ア. 災害対策の組織・編成・分掌事項
- イ. 災害の調査及び報告の要領・連絡方法
- ウ. 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法の要領
- エ. 災害時の心得
 - a 連絡体制（家庭内・組織内）
 - b 気象情報の種別と対策
 - c 避難時の心得
 - d 被災世帯の心得

⑤災害復旧措置

- ア. 被災農作物に対する応急措置
- イ. その他

⑥その他必要な事項

5. 教育関係機関における普及・啓発

- ①学校においては、児童生徒に対し、災害現象・災害予防等の知識の向上及び防災に関する実践活動（災害時における避難・保護の措置等）の習得などの防災教育を推進する。
- ②学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- ③学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- ④児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修の機会の拡充に努める。
- ⑤防災教育は、学校の種別・立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- ⑥社会教育においては、PTA等の各種団体の会合や研究集会等の機会を活用して、災害現象・防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

6. 普及・啓発の時期

防災の日・防災週間・水防月間・土砂災害防止月間・山地災害防止キャンペーン・津波防災の日及び防災とボランティアの日・防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選定して行うものとする。